

議案第 38 号

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年橋本市条例第14号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前																		
(記録の整備) 第4条 省令第3条の40、第17条、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、<u>省令第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替えるものとする。</u>	(記録の整備) 第4条 省令第3条の40、第17条、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、<u>次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の右欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> <table><tr><td>第3条の40第2項</td><td>その完結の日から2年間</td><td>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日から5年間</td></tr><tr><td>第17条第2項</td><td>その完結の日から2年間</td><td>当該指定夜間対応型訪問介護を提供した日から5年間</td></tr><tr><td>第60条第2項</td><td>その完結の日から2年間</td><td>当該指定認知症対応型通所介護を提供した日から5年間</td></tr><tr><td>第87条第2項</td><td>その完結の日から2年間</td><td>当該指定小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間</td></tr><tr><td>第107条第2項</td><td>その完結の日から2年間</td><td>当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間</td></tr><tr><td>第128条第2項</td><td>その完結の日から2年間</td><td>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間</td></tr></table>	第3条の40第2項	その完結の日から2年間	当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日から5年間	第17条第2項	その完結の日から2年間	当該指定夜間対応型訪問介護を提供した日から5年間	第60条第2項	その完結の日から2年間	当該指定認知症対応型通所介護を提供した日から5年間	第87条第2項	その完結の日から2年間	当該指定小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間	第107条第2項	その完結の日から2年間	当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間	第128条第2項	その完結の日から2年間	当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間
第3条の40第2項	その完結の日から2年間	当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日から5年間																	
第17条第2項	その完結の日から2年間	当該指定夜間対応型訪問介護を提供した日から5年間																	
第60条第2項	その完結の日から2年間	当該指定認知症対応型通所介護を提供した日から5年間																	
第87条第2項	その完結の日から2年間	当該指定小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間																	
第107条第2項	その完結の日から2年間	当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間																	
第128条第2項	その完結の日から2年間	当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間																	

	第156条第2項	その完結の日から 2年間	当該指定地域密着型介護 人福祉施設入所者生活介護 を提供した日から5年間
	第181条第2項	その完結の日から 2年間	当該指定複合型サービスを 提供した日から5年間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に整備され、及び保存された記録について、同日前に整備され、及び保存された記録については、なお従前の例による。